

第3期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定及び 第2期川越市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 策定工程等について

1 計画の概要

(1) 第3期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画

保険者は特定健康診査及び特定保健指導を実施するにあたり「高齢者の医療の確保に関する法律第18条に規定する「特定健康診査等基本指針」に基づき、計画を策定する必要があります。

特定健康診査事業等の現状や健康状況、医療費の状況等から課題を分析し、第3期の実施計画を策定します。

計画の期間^{※1}は、6年間とし平成30年度（2018）から平成35年度（2023）までを計画期間とする予定です。

(2) 第2期川越市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者は健康・医療情報を活用した効果的効率的な保健事業を、PDCAサイクルに沿って実施・評価するため、データヘルス計画を策定する必要があります。

地域の特性や健康・医療情報の分析から健康課題に対する目標等を設定し、保健事業を計画します。

計画の期間は、特定健康診査等実施計画と同様に6年間とし平成30年度（2018）から平成35年度（2023）までを計画期間とする予定です。

※1 厚生労働省の方針では、「第3期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画」は6か年を示しています。また、埼玉県国民健康保険団体連合会の見解として、「第2期川越市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」も併せて6か年を期間とすることを推奨しています。

2 工程表

現行の両計画は、計画期間が29年度までとなっており、30年4月に向け計画を策定します。

また、両計画とも同じ工程で策定します。

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業工程	起案	データ収集 実績の分析 計画評価		計画の骨子を固める 事業内容の案 評価指標をまとめる								決裁 策定
庁内会議										部長会議	庁議	
庁内検討 ときも健康 プロジェクト					プロジ ェクト		プロジ ェクト			プロジ ェクト		
ワーキング グループ				ワーキング		ワーキング			ワーキング			
外部組織から のご意見				国保運営 協議会	国保運営 協議会						国保運営 協議会	
国保連合会 会議				評 価 委 員 会							評 価 委 員 会	
研修 ・主催者 ・内容等				連合会 データヘルス 評価方法	連合会 特健第3期 (国方針)	狭山保健所 特健第3期 (策定方 法)		国 特健第3期 (策定方 法)				

※ H30.4月以降、ホームページに掲載します。

※ H30.4月以降、運協委員等に配布します。

3 策定の方法

(1) 策定のための準備

①第2期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第1期川越市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の評価

- ・1期データヘルス計画評価シートを連合会が作成したシートを使用して、埼玉県国民健康保険団体連合会に設置する保健事業支援・評価委員会が評価する予定です。
- ・平成28年度の評価は、平成29年7月に予定し、その内容を第2期の計画に反映する予定です。

②地域の特性や健康医療情報、特定健康診査事業等の現状の情報収集（KDBシステムの活用）

- ・計画策定に必要なデータ収取等はKDBシステム、特定健康診査等データ管理システム等を活用し、国民健康保険課担当者が分析します。

③策定に係る説明会及び各種研修

- ・国保連合会主催で、「第1期川越市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）計画の評価」について研修予定（7月）。また「第3期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画」について埼玉県職員を講師に説明会を実施予定です（8月）。
- ・埼玉県では、県設置の各保健所が主催となって、実際に計画策定する担当者へ策定に関する具体的な内容の研修を企画する予定です。川越市は狭山保健所で9月以降に実施する研修に参加する予定です。
- ・国の研修で、「第3期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画」について、11月に実施予定です。

※説明会、研修等の予定が7月から11月を予定していることから、先行して計画策定の作業を開始し、説明会、研修を受けた結果を随時反映させていきます。

(2) 計画策定検討組織（2 工程表参照）

①庁内の会議として川越市ときも健康プロジェクトを活用する予定です。

- ・担当者による検討：川越市ときも健康プロジェクトワーキンググループ
- ・関係各課長による検討：川越市ときも健康プロジェクト委員

②庁外組織からの意見聴取は、川越市国民健康保険運営協議会にて行います。
また、進捗状況の報告や策定の報告も行う予定です。

(3) その他

①意見公募（パブリックコメント）について

- ・ 政策企画課における検討の結果、「第3期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画」は意見公募手続条例の第2条第6号イ「市の基本的な政策又は個別の行政分野における施策に係る基本的な計画、方針等」にあたらなとし、意見公募手続は不要と判断しました。
- ・ 「保健事業実施計画（データヘルス計画）」は、特定健康診査等実施計画の下部計画であることから判断は同様とします。